

BIGLOBE クラウド VPN for 奉行シリーズ利用規約

この BIGLOBE クラウド VPN for 奉行シリーズ利用規約（以下「この規約」といいます）は、ビッグロブ株式会社（以下「当社」といいます）が提供するインターネット VPN 接続サービス

「BIGLOBE クラウド VPN for 奉行シリーズ」の内容および利用条件について定めたものです。

本件サービスは、新規に約款（第 1 条第 2 項に定義します）への申込みを行い、かつ、「奉行シリーズ」に利用するために当該申込みを行う者に限り、申込みことができます。

第 1 条（規約の適用）

この規約は、当社が提供する本件サービス（第 2 条において定義する）の利用に関し適用されます。

- この規約は BIGLOBE クラウドホスティングサービス契約約款（以下「約款」といいます）の追加規約であり、約款と一体となって適用され、約款とこの規約が抵触する場合、この規約が優先して適用されるものとします。
- 当社が本件サービスの円滑な適用を図るため、必要に応じて契約者に通知（当社所定のウェブページ等に掲示することを含みます。以下同じ）する諸規定は、この規約の一部を構成するものとします。
- 契約者は、約款およびこの規約を誠実に遵守するものとします。

第 2 条（用語の定義）

この規約において使用される用語は、次の各号に定義されるものを除き、約款と同一の意味を有するものとします。

- 「本件サービス」とは、当社が契約者に提供するインターネット VPN 接続サービス（サービス名：BIGLOBE クラウド VPN for 奉行シリーズ）に関する一切を包括していい、その具体的内容は 5 条において定めます。
- 「本契約」とは、当社から本件サービスの提供を受けるための契約をいいます。
- 「契約者」とは、当社との間で本契約を締結する者をいいます。
- 「レンタル製品」とは、本件サービスの提供の一部として当社から契約者に貸与される通信機器、ソフトウェアを包括していい、第 5 条第 1 項第 1 号のものを含みます。

第 3 条（規約の変更）

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法にて契約者に通知することにより、この規約を変更することがあります。かかる通知には、変更後の規約の内容およびその効力発生日を含みます。の場合、この予告期間内に、契約者がこの規約の第 16 条の規定に基づき本契約の解除をしなかったときは、かかる変更につき契約者による承諾があったものとみなします。

第 4 条（利用申込）

契約者は、本件サービスの利用の申込みと約款に基づく契約を当社と同時に締結すること、および契約者が別途導入する第三者の商品「奉行シリーズ」のために用いる目的で当該約款に基づくサービスを利用することを条件とします。

- 2 本件サービスの利用の申込みを行おうとする者は、当社所定の方法に従い、この規約を承諾のうえ申込みを行うものとします。本契約は、かかる申込みに対し当社がこれを審査のうえ承諾したときに成立します。

第5条（本件サービスの内容等）

当社が提供する本件サービスは、次の各号のとおりとします。ただし、契約者が通信キャリアと契約したインターネット通信回線は、本件サービスの対象外とします。

- (1) 通信機器／VPN ソフトウェア（装置名を「V-edge」といい、以下包括して「通信装置」といいます）のレンタル
 - (2) PC、スマート機器向け VPN リモートアクセスソフトウェア（以下「V-Client」といいます）のレンタル
 - (3) 通信設定サービス（以下「設定サービス」といいます）
 - (4) 本件サービスに関する保守サポート
- 2 当社は、株式会社網屋その他の第三者に対し、本件サービスに係る業務の一部を委託します。
 - 3 本件サービスの内容は、当社がその時点で合理的に提供可能なものとします。
 - 4 当社は、契約者がこの規約に違反し、または本件サービスの運営上必要と当社が判断した場合、何ら責任を負うことなく本件サービスの提供を停止することができるものとします。
 - 5 当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法で契約者に通知することにより、本件サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止をすることができるものとします。
 - 6 当社は、前項による本件サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

第6条（契約期間、最低利用期間）

本契約の有効期間は、当社が契約者に対して当社所定のライセンス・キーを発行した日を含む月から起算して1年間（以下「最低利用期間」といいます）とします。ただし、当社が定める方法により期間満了の1ヶ月前までに契約者から当社に対して本契約を終了させる旨の書面による意思表示がなされなかったときは、本契約は期間満了日からさらに1ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

- 2 契約者は、最低利用期間の途中で本契約を解約する場合、残余期間に対応する月額費用の総額を、当社が定める期日および方法に従い一括して支払うものとします。

第7条（通信装置の納入）

当社は契約者に対し、通信装置を、契約者が指定する回線設置場所（以下「回線設置場所」といいます）に当社所定の手段にて納入するものとします。

第8条（レンタル製品に関する保証）

当社は、前条の納入時において、契約者がレンタル製品をその目的に従った利用をした場合、正常に機能することを保証します。

- 2 契約者がレンタル製品の納入を受けた日から5営業日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、レンタル製品に契約不適合はなかったものとみなします。

第9条（レンタル製品の使用・保管）

契約者は、この規約に定める条件、レンタル製品に同梱される取扱説明書その他当社の指示に従い、レンタル製品を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

第10条（通信装置の保守）

当社は、本契約有効期間中において、通信装置本来の目的に従った使用をしていたにも係らず、契約者の責任ではない故障が発生した場合に限り、当社負担で通信装置の修理または交換をします。

2 以下の各号の一つに該当する修理、交換、保守サポート等の費用は契約者の負担となります。

(1) 契約者の過失に起因するとき

(2) 天変地異、その他不測の事態及び、通常の使用状態では起こりえない障害のとき

(3) この規約で定める時間帯以外の保守サポート作業のとき

3 通信装置の修理・交換はセンドバック方式とし、契約者から当社へ通信装置を返送する際の費用は契約者負担で、当社から契約者へ通信装置を送付する際の送料は当社負担とします。

第11条（通信装置の滅失・毀損）

契約者が通信装置の紛失、盗難や、故意・過失を問わず壊した場合、契約者は当社に対し直ちにその旨を通知するものとします。なお、契約者は、通信装置の紛失、盗難及び修理不能な破損のときは、通信装置の代替費用を、修理可能な破損のときはその修理代金の実費を当社に直ちに支払うものとします。

第12条（禁止行為）

契約者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

(1) 通信装置を当社の承諾なく回線設置場所から移動すること

(2) 通信装置を譲渡、担保に供すること、転貸または売却して第三者に利用させること

(3) 通信装置を分解、改造、改変などして、引渡時の原状を変更すること

2 本件サービスに関する特許権、著作権を含む知的財産権等の一切の権利は、当社または当社に対してその使用权を認めた原権利者に独占的に帰属します。本件サービスに含まれるソフトウェアは、当社が契約者に使用权のみ許諾するものであり、契約者は、当該ソフトウェアに係る次の各号の行為を行ってはならないものとします。

(1) 第三者へ譲渡、使用权の設定、その他第三者に使用させること

(2) 複製、改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等、ソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害する行為

3 レンタル製品は暗号機能を含んでいる為、契約者がレンタル製品を国外に持ち出す際は、各国の貿易関連、その他の全ての法令を順守するものとし、あくまで契約者の責任において実施するものとします。なお、通信事情が各国で異なるため、レンタル製品の不具合以外の事由で通信の遮断、接続不良が発生したとしても当社は責任を負わないことにつき、契約者はあらかじめ承諾します。

第13条（保守サポートの受付時間帯）

第5条第1項第(5)号所定の保守サポートは、次のとおりとします。

電話、メールによる受付とし、時間帯は、土日祝日及び、当社が定める年末年始休暇並びに休業日を除く、平日の午前9時から午後5時までとします。尚、メールによる時間外のお問合せは、回答が翌営業日以降になります。

第14条（サービス料金）

本件サービスの提供料金は、初期費用と月額利用料金とがあり、約款に定めるとおりとします。

- 2 契約者は、本件サービスの提供料金を約款の定めに従い、当社に支払うものとします。

第15条（免責）

この規約は、第8条第1項に定める保証を除き、本件サービスの商品性または契約者の使用目的への適合性、本件サービスを常に正常稼働させることやその他本件サービスに関し何ら保証するものではありません。当社は、レンタル製品の不具合、その他本件サービスの利用により契約者に生じる一切の損害について免責されるものとします。

- 2 当社は、本件サービスの利用に関連しまたはこの規約の条項に従い当社が行った行為に起因して、利用者が直接または間接に被り得る損害については、その内容、態様のいかんにかかわらず、当社の故意または重過失による場合を除き、何らの責任も負わないものとし、契約者は当社に対し、当該損害に関し何らの請求も行わないものとします。
- 3 本件サービスの利用に関連して、契約者と第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、契約者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社は、当社の故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
- 4 当社は、本契約に関連して当社の責に帰すべき事由により契約者に損害を被らせた場合、本契約に基づき当社が契約者から受領した料金額を上限として、現実が発生した直接かつ通常損害に限り契約者に賠償するものとします。

第16条（契約者による本契約の解除）

契約者が本契約を解除しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知しなければなりません。この場合、契約者から通知があった日が属する月の翌月末日をもって、本契約は終了します。

第17条（解除）

契約者がこの規約に違反したときは、当社は何らの催告も要せず、本契約を解除することができます。

- 2 契約者が約款に係る契約が終了した場合、本契約は、その終了日をもって、自動的に解除されます。
- 3 当社と株式会社網屋との本件サービスの提供に関する契約が終了した場合、本契約も当該終了と同時に終了します。

第18条（契約終了後の返還義務）

本契約が解除・終了した場合、契約者は、通信装置その他のレンタル製品の返還義務を負うものとします。

- 2 契約者は、本契約終了後、当社の指示に従い速やかに通信装置を返還するものとし、返還に要する費用は契約者の負担とします。
- 3 前項の規定にかかわらず、本契約終了後、通信装置が当社に返還されない場合、当社は契約者に対して通信装置が返還されるまでの間、サービス料金を請求することができると同時に、違約金を請求することができるものとします。

第 19 条（ウェブサイトの表示との関係）

本件サービスの利用に関し、この規約に定めのない事項については、当社所定のウェブサイト上の表示を適用するものとします。

- 2 この規約の条項と当社所定のウェブサイト上の表示との条項とが相違する場合は、この規約の条項が優先するものとします。

以上

附 則

この規約は、2021年3月24日から施行します。